

# 新山形県DV被害者支援基本計画（仮称）の体系（案）について

<計画期間> 平成 28～32 年度までの 5 年間

<計画の位置づけ>

配偶者暴力防止法、第 3 次山形県総合発展計画、山形県男女共同参画計画

## <計画策定の背景>

### 1 現状

- (1) H26 ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画計画意識調査
  - ・「DV」の認知度は84%と比較的高いが、100%には満たない
  - ・「デートDV」の認知度は68%と低い。
- (2) DV被害の認知件数（県警察本部調べ）
  - ・本県の認知件数（H26）は302件で、過去最多
  - ・被害者の9割が女性（男性被害者は1割程度だが、増加率は高い）
  - ・高齢者層の被害者が増加している。
- (3) 一時保護の状況（子ども家庭課調べ）
  - ・一時保護にあたり多くの同伴児童がいる。  
（H26 保護した事案29件中、同伴児がいるケース12件）
- (4) DV被害の背景には男女の社会的地位、固定的役割分担意識、女性軽視などの社会的、構造的問題があると考えられる。
  - ・「夫は働き、妻は家庭を守る」という考え方について「賛成」と答えた割合（山形）38%（全国）45%

### 2 関係機関（配偶者暴力相談支援センター・県警等）からのヒアリング

- (1) DVという言葉の認知度は高まってきたが、どんなことがDVにあたるのかという認識を高める必要がある。
- (2) 小・中学生段階からの被害者にも加害者にもならない教育が必要。
- (3) 住民の身近な行政である市町村との連携が重要。
- (4) 地域住民による見守り体制づくりが必要。
- (5) 相談者として圧倒的に多いのは、30、40代女性。統計的には男性被害者の数も増えているが、一時保護に繋がるような深刻なケースは見られない。一番多い相談は「どうしたらいいかわからない」という相談。自分の置かれた状況の理解の手助けが重要。
- (6) 被害者がその後自立して生活するためには、住まいと仕事の確保が必要。
- (7) DV事案の多様化することにより、女性、男性双方が被害者であり、かつ加害者となってしまうケースが発生している。その場合、女性被害者と男性被害者の相談窓口をわける必要がでてくる。

### 3 国の基本的な方針

- (1) 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- (2) 関係機関等の連携（認識の共有、情報の交換など）
- (3) 安全の確保（情報管理の徹底、被害者及び親族等の安全の確保）
- (4) 地域の状況の考慮（県、市町村の役割や相互協力の在り方の協議等）

現行計画

<基本目標>  
男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現

○推進状況

基本の柱		施策の方向	評価
予防	Ⅰ DVを許さない社会づくり	1 DV防止に向けた啓発・教育の推進	△
		2 男女間の暴力に関する調査研究の推進	○
発見・相談・保護	Ⅱ 発見・相談・保護体制の充実	3 発見・通報に関する体制整備	○
		4 相談体制の充実	○
		5 迅速で安全な保護体制の充実	△
		6 同伴家族等への保護と支援	○
		7 外国人、障がい者への配慮	△
		8 住居の確保に向けた支援	△
		9 経済的自立に向けた支援	△
自立	Ⅲ 被害者の自立支援	10 司法手続きに関する支援	○
		11 自立支援体制の整備	○
		12 心的外傷後ストレス障害を含む心の回復支援	○
		13 施策調整機能の強化	△
連携	Ⅳ 関係機関の協力・連携	14 関係機関との連携強化	○

新計画

<基本目標>  
男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現

○体系（案）

## <課題>

- DVへの誤った認識（2-（1））
- 若年層への教育啓発（1-（1）、2-（2））
- 社会的、構造的問題の打開（1-（4））
- 地域住民による見守り体制づくり（2-（4））
- 相談体制の強化
  - ・各種相談窓口の周知啓発の徹底
  - ・相談窓口の拡大検討（2-（5）、（7））
- 同伴家族等への対応（1-（3））
- 保護体制の強化
  - ・緊急保護の充実
  - ・高齢者への対応（1-（2））
- 被害者の自立支援
  - ・ステップハウスの設置検討（2-（6））
- 関係機関との連携強化
  - ・市町村との連携の明確化（2-（3））

基本の柱		施策の方向	評価		
予防	Ⅰ 男女が互いの人権を尊重したDVを許さない社会づくり	1 DV防止に向けた県民意識の醸成	強化		
		2 若年層に対する予防啓発の推進	新規		
		3 加害者対策の推進	強化		
発見・相談・保護	Ⅱ 発見・相談・保護体制の充実	4 早期発見を目指した体制整備	継続		
		5 安心して相談できる体制の確保	強化		
		6 迅速で安全な保護体制の充実	継続		
		7 同伴家族等へ支援	継続		
		8 高齢者、障がい者、外国人家族への配慮	強化		
		自立	Ⅲ 被害者を繰り返し返さない自立支援体制の整備	9 住居の確保に向けた支援	継続
				10 経済的自立に向けた支援	
				11 司法手続きに関する支援	
12 こころの回復支援					
13 被害者の情報保護、各種手続きに関する支援					
連携	Ⅳ 関係機関の協力・連携	14 施策調整機能の強化	継続		
		15 関係機関との連携強化			
		16 市町村との連携強化		新規	

※評価：「○」おおむね取組んでいる、「△」：一部取組みが不足したものがある

「×」：取組みがなされていない